

## 【職場復帰（リワーク）支援について】

(H29. 5. 17 一部改訂)

**Q 1 リワーク説明会参加後、支援終了までにどのくらい期間が必要ですか？休職期間の残りが少ない場合リワーク支援を利用できますか？**

A 1 リワーク説明会にご参加いただいた後、支援開始までの準備期間（期間評価及び3者（本人、会社・主治医）合意に向けたリワークコーディネート）に4～5週間要します。また、支援期間は12週間を標準としており、通算すると4か月程度となります。休職期間が残り少なくなっている場合には、設定期間の調整は可能です。しかし支援期間が短い場合、復職までの課題の整理のみとなってしまう場合や、リワーク支援カリキュラムの限定的な参加となってしまう場合もございますのでご了承ください。

**Q 2 リワークコーディネートでは、どのようなことを行うのでしょうか？**

A 2 ご本人に対しては、生活リズムや調子の波の把握確認、復職に向けた課題の整理、一部のリワーク支援課題の体験実施（期間評価）等を、事業主に対しては、復職時の受け入れ態勢や復職についての考え方の確認のほか、リワーク支援期間中の支援内容の説明等を、また、主治医に対しては治療状況の確認等を行って、円滑に3者合意が行われるように、支援について必要な補足説明を行います。これらの対応についてはご本人や事業主と日程調整しながら、無理のないスケジュールで進めていきます。

**Q 3 リワーク支援の3者合意について、企業側は誰の（役職等）同意が必要となるのでしょうか？**

A 3 企業の同意については、休職者の職場復帰の決定に一定の権限を有している方であり、かつ、ご本人の復職後の労働条件、職務設定等で具体的な対応を図れる方であることが望まれます。多くの企業様では、人事担当者、若しくは、職場の上司（所属長等）のいずれかの署名をいただいています。

**Q 4 リワーク支援期間中、企業担当者が行う役割はどのようなもののでしょうか？**

A 4 社内の受け入れ態勢の整備のため、社内体制や復職時の業務見通し、労働環境等の状況を担当カウンセラーと調整していただいたり、利用者の定期面談、担当カウンセラーとのケース会議等にご協力いただいています。

**Q 5 退職してしまっているのですが、再就職のためにリワーク支援を利用できますか？**

A 5 リワーク支援は、あくまでも休職中の方に対する復職プログラムですので、離職された方は利用できません。再就職のためには当センターのリワーク支援以外のプログラム（職業相談・職業評価、職業準備支援等）をご利用いただけますのでご相談ください。

**Q 6 休職中の公務員ですがリワーク支援を利用できますか？**

A 6 リワーク支援は、雇用保険適用事業所の社員の方のみを対象とするプログラムのため、公務員の方はご利用いただけません。

**Q 7 休職中の社員の復職にあたってリワーク支援を利用させたいのですが、企業から利用申し込みをすることはできますか？**

A 7 リワーク支援利用の最初のステップとなるリワーク説明会への参加申し込みは、ご本人からいただいております。なお、企業担当者の方から「休職中の社員に提案するためにリワーク支援を詳しく知りたい」といった相談は受け付けております。

**Q 8 主治医は、復職可能という診断書を作成しているのですが、復職できるとは思えません。リワーク支援を利用して復職の可能性を確認して欲しいのですが利用できますか？**

A 8 リワーク支援は、復職の可否を判断するためのサービスではありません。復職可能かどうかはご本人様の回復状況だけでなく、企業の受け入れ態勢や受け入れに当たっての制度・条件整備、業務内容等企業側の要因も大きいいため、復職の可否の判断は企業側で行っていただく必要があります。

**Q 9 一度リワーク支援を利用した人が復職後再発した場合などに再度利用することができますか？**

A 9 必要に応じて再度利用することは可能です。再利用についても3者合意と支援計画の策定が必要です。